

「大崎町立野方小学校いじめ防止基本方針」

大崎町立野方小学校

I いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。ゆえに、学校内外を問わず、いじめが行われなくなるようにしなければならない。そのためには、全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりすることは絶対に許されないという姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じる事が大切である。そのことが、いじめの発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、全ての教育活動において生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童一人ひとりを多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格の健やかな発達を支援するという児童観、教育観に立って指導を徹底することが重要となる。

本校では、学校経営の基本理念に、町・学校・家庭・地域がそれぞれ連携しながら、人間形成教育を行っている。全ての児童の健全な成長のために人権教育に重点を置くものとし、いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

II いじめの防止等に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

以下は、いじめについての基本的な認識である。

- (1) いじめはどの子どもにもどの学校でも起り得るものである。
- (2) いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (3) いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- (4) 嫌がらせやいじわる等、多くの児童が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- (5) 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- (6) いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- (7) いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。
- (8) いじめ防止基本方針についての取組状況を学校評価項目に位置付ける。

2 いじめの防止

全ての教育活動をとおして、全児童に「いじめは決して許されない」ことを理解させる。そのためには、日々の授業や学校行事等において、主体的に取り組む共同活動をとおして、互いの信頼関係を築かせるとともに、児童が安心して自己肯定感や充実感を感じられる「居場所づくり」に努める。また、日頃から、児童及び保護者との信頼関係を構築するとともに、地域や関係機関との連携を図りながら、いじめの未然防止に努める。

3 いじめの早期発見

学校・家庭・地域が連携し、児童のささいな変化に気づき対応する。そのためには、定期的な「いじめアンケート」の実施や教育相談の実施をとおして、児童の思いに気付く体制を整える。なお、教科「道徳」にも年間を通して重点的に位置付ける。

4 いじめへの対処

いじめを把握した場合の対処について共通理解を深め、学校として組織的な対応ができるように体制を整える。

5 教職員の資質向上

いじめ問題について全職員で理解を深め、適切な対応ができるよう努めるとともに、心理や福祉の専門家を活用して、カウンセリング能力等の向上を図るための職員研修の充実を図る。また、外部の研修会にも積極的に参加し、その内容を全職員へ還元しながら職員一人一人の資質を高める。

6 家庭、地域との連携

いじめ問題に対して、学校・家庭・地域が、それぞれの役割を踏まえ、PTA理事会や学級PTA等の場で、それぞれ何をすべきか協議する。周りの大人が、子どもの悩み等をより多く受け止めることができるように、野方小学校運営協議会等で、学校・家庭・地域が組織的に連携・協働していく。

7 関係機関との連携

大崎町教育委員会と連携しながら、必要に応じて関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）と適切な連携を図る。

児童に対しては、町や県のいじめ相談窓口等について、適切に周知する。

III いじめ防止のための校内組織

1 いじめ防止対策委員会

いじめ防止および児童の実態を把握するために「連絡会」を設置する。

(1) 実施方法

ア 毎週木曜日職員朝会後および月1回職員会議後

イ 緊急「連絡会」（緊急委員会）

いじめが発覚した際等は、学校長の判断により、隨時本委員会を開催する。

(2) 構成委員

ア 通常時 全職員

イ 緊急時 校長・教頭・三主任・担任・養護教諭および関係者

（状況・内容に応じて学校長の判断により、スクールカウンセラーや民生委員等を依頼・招集する。）

(3) 主な役割

ア 通常時

各学年での問題行動等を出し合い、全職員で共通理解を図ることを目的とする。

イ 緊急時

学校基本方針に基づく「いじめ防止」の一連の取組を、組織的・計画的に進めることを主たる目的とする。

IV いじめの未然防止の取組

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

(1) 児童が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

① 授業改善…基礎基本の定着をはかり一人一人を大切にしたわかりやすい授業づくり。朝学習の充実。校内研修による授業改善の推進。ペア・グループ活動など児童同志の関わり合い、認め合いを大切にした授業・活動や教科「道徳」への年間を通して重点的な位置付けを図る。

② 居場所づくり…話し合い活動の充実、ソーシャルスキルトレーニングの充実や学期はじめの一週間「いじめ問題を考える週間」で児童会などが中心となり、ポスターや標語に取り組んだり、掲示したりする。

(2) 学校の教育活動全体を通じ、児童の自己有用感を高められる機会を充実させる。

① 絆づくり…自主・自発的な活動や異学年交流の充実。自分自身の振り返りや将来の自分像、お互いを認め合う場の設定。道徳の時間の活用。

② 児童会活動…あいさつ運動の推進による一人一人に声かけ。

(3) 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や、読書活動、体験活動などの推進をする。

① 道徳教育（教科「道徳」）・人権教育の充実

② 読書活動の推進。朝読書の推進

③ 体験教室等の学習機会の設定。総合的な学習と絡めて体験学習や地域の人材を活用して、話を聞く。

(4) いじめ（インターネット等によるいじめを含む）について、校内研修や児童理解会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、児童・保護者に対しても周知徹底を図る。

① 児童理解・指導の研修(特別支援教育を含む)

② 人権同和教育研修

③ 学校・学級だより等による保護者への呼びかけ

(5) 学校、PTA、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取り組みを推進する。

① あいさつ運動の推進

② 青少年健全育成会議や警察等との連携

※ いじめの未然防止のための主な取組内容

	教 職 員	児 童	家 庭 ・ 地 域
主 な 取 組 内 容	○ 好ましい学級集団づくりに努めるとともに、いじめは許さないという自分の意思によって行動がとれるように指導する。また、いじめを見て見ぬふりをしないように指導する。	○ 学校行事や集会活動を通して異学年との交流を深め他者理解・自己理解を深めさせる。	○ 毎月23日の読書の日に、親子読書を設定し、親子のふれ合いの時間を増やす。 ○ P T A活動を充実させることによって、学校と保護者の信頼関係を深めるとともに、いじめ等について学校と家庭が連携して取り組めるようにする。
	○ 学校行事等を通して体験活動を充実させ、豊かな学びと心の育成を図るとともに、学級・学年・学校の集団の連帯感を深めさせる。	○ 学校行事に児童を主体にかかわらせ、成就感・達成感を味わわせる中で、自己有用感や協力の大切さを感じさせる。	○ 地域全体で児童を見守る体制を作る。 ○ いじめ等の相談窓口となる関係機関について、学級P T Aでパンフレット等をもとに理解しておく。
	○ 人権感覚を磨き、他者への共感的理解、自己有用感を高める人権教育を進めるとともに、いじめ解決に向けた、児童の主体的な活動を支援する。		○ 「いじめ問題を考える週間に人権意識の高揚に努めさせる。
	○ 「いじめ防止啓発強調週間では、いじめアンケートの実施、児童の啓発活動（ポスター、標語作成）、保護者の啓発活動（学校だより等）、地域との連携（学校だより）の充実を図る。		○ 児童の健全育成について情報交換をすることで、様々な角度から、複数の目で児童を見守り対応する。
	○ 心に届く道徳教育を推進し、話合い活動等をとおして、いじめについて考えさせる場を設定する。	○ 人のために働く喜びを感じさせてことで、相手を思いやる心情を育む。	
	○ 特別活動やキャリア教育をとおして、児童同士の好ましい人間関係を構築させる。	○ 相談窓口は、家庭や学校だけではなく、いろいろな所にあることを知らせておく。	○ 学校評価において、学校におけるいじめ防止等のための取組状況を評価項目に位置付け、保護者の意見を反映させる。
	○ 日頃から、朝の会・帰りの会等をとおして、ひ		

	<p>とりで悩まずに、家族・学校・友達・関係機関等に相談するように指導する。</p>		
--	--	--	--

V いじめへの早期発見の取組

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

(1) 日常的な観察を充実させ、児童の様子に目を配る。

- ① 授業（教科「道徳」等）・休み時間等の日常生活での児童の様子観察
- ② 日記、家庭訪問、個人面談等による把握
- ③ 教師自ら、あいさつ、声かけを行い相手の名前を使うなど一連の運動の推進

(2) 定期的な無記名アンケート調査(年に6回)や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取組む。

- ① 児童へのいじめアンケートの実施
- ② 教育相談の充実
- ③ 気になる児童との個人面談

(3) 連絡会を充実させ、いじめに結びつきそうな児童同士の関係等について小さな事でも話題に出し、情報の共有化を図る。また、職員会議では、問題行動のある児童だけでなく、気になる児童同士の関係等について報告する。

(4) 在籍する児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。

- ① 一人の児童を多くの職員で支援
- ② スクールカウンセラーの活用
- ③ 学校・学年・保健だより等

VI いじめへの対応

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。

対応の基本 いじめ発見（担任）→ 管理職 → 生徒指導係 → 組織対応

(1) 被害児童を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童等を指導する。

- ① 職員朝会等で直ちに情報を共有化する。

- ② 事実確認を行い、関係児童とその保護者及び、学級集団へそれぞれ支援、指導、助言を適切に行う。
- ③ インターネット等を通じて行われる不適切な書き込みについては、直ちに削除等の処置を行い、関係機関等との協力や援助を求める。
- (2) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。
- (3) 対応班（生徒指導部）による指導
- ① いじめを受けた児童への対応
いじめを受けた児童の安全を確保し、いじめを受けた児童の側に立って、具体的な対応策を示し、安心感をもたらせる。必要に応じて、スクールカウンセラー等の活用を図る。
- ② いじめを行った児童への対応
十分に話を聞いた上で、いじめは人間の生き方として絶対に許されない行為であることを理解させる。必要に応じて、スクールカウンセラー等の活用を図る。
- ③ いじめを通報した児童への対応
通報した児童のプライバシーが守られるように配慮するとともに、通報した児童の勇気を賞賛し、通報した児童の安全確保を徹底する。
- ④ いじめを行った集団及び周囲の児童への対応
いじめを行った児童の周りで、一緒に見ていることは、いじめ行為と同じであることを理解させる。また、いじめを自分の問題として考えさせ、いじめを見かけたらすぐに知らせる勇気を持たせる指導をする。
- ⑤ 保護者への対応
いじめを受けた児童の保護者といじめを行った児童の保護者の双方に、連絡または家庭訪問をし、謝罪の場を設けるなど、誠意を尽くした対応をする。必要に応じて、スクールカウンセラー等の活用を図る。
- ⑥ 地域や家庭、関係機関等への対応
学校運営協議会、PTA等の関係団体等と、いじめ問題について協議する場を設け、必要に応じて、協力を依頼する。さらに、いじめ問題で指導が困難な場合は、児童相談所や警察などの関係機関との連携を図る。
- ⑦ いじめの「解消」は少なくとも3か月は推移を見守り「解消」されたものとする。

VII 重大事態への対応について

1 重大事態について

児童や保護者から、いじめにより心身や財産等が重大事態に至ったという申立てや自殺・入院といった重大事案が発生した場合、即時に適切な報告・調査等に当たる。

《重大事態の意味》

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
 - ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神症の疾患を発症した場合

- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
いじめを受けた児童が長期欠席を余儀なくされている場合、
不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安として判断する。
ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会と連携しながら迅速に調査に着手する。

2 重大事態への緊急対応

ア 緊急対応

重大事態発生時に、重大事態の解決を図ると共に、学校の受ける誤解や信用失墜等の被害を最小限に抑えるために一連の活動及び対処を行う。

イ 具体的な緊急対応の方策

重大事態を認知した場合、校長は「緊急委員会」を即時に開催し、事実関係の把握に努めると共に、迅速に市教育委員会に報告する。学校は、緊急委員会を中心に、町教育委員会と連携して全校体制で対応に当たる。

3 緊急対応策

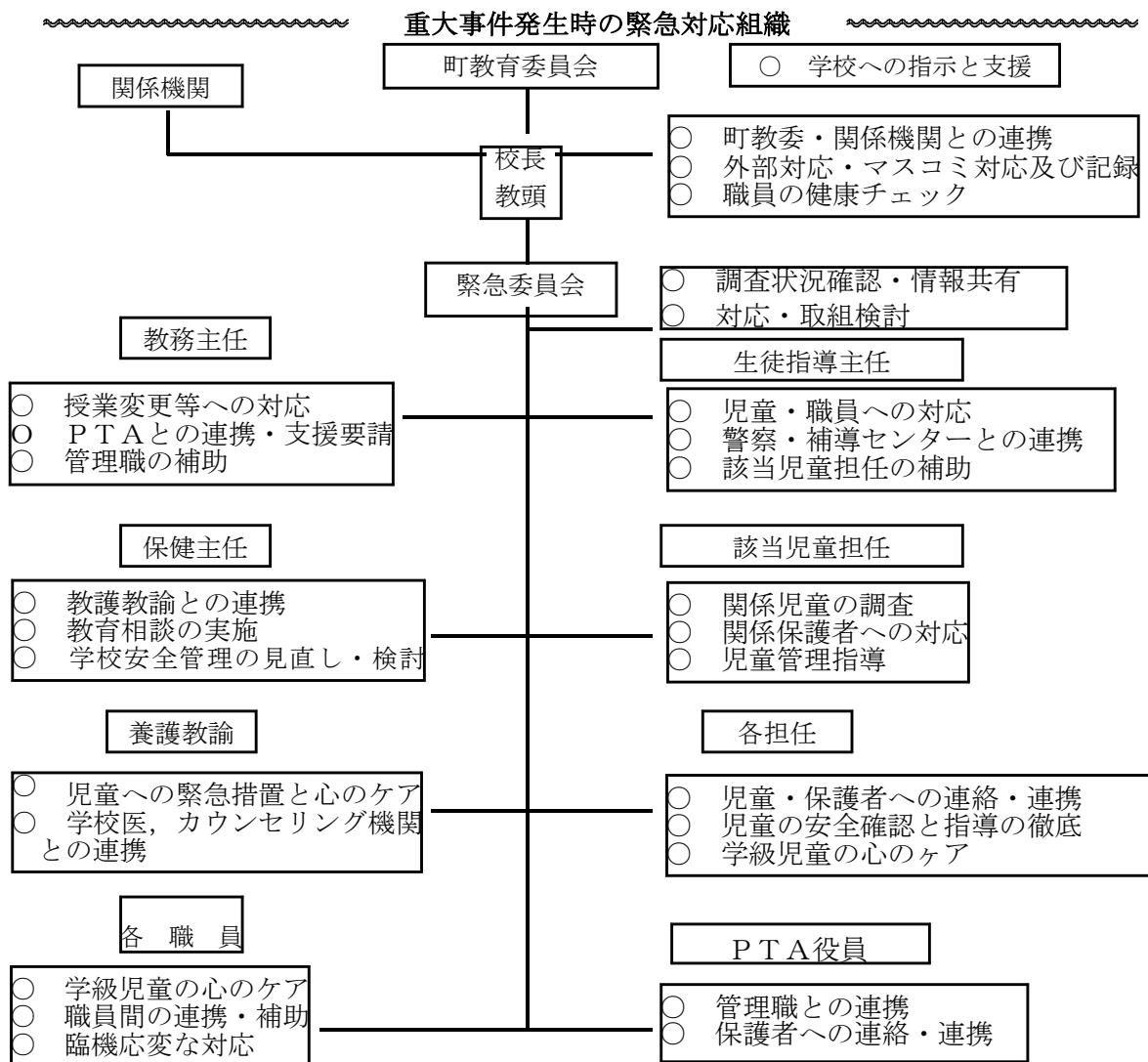
ア 事実関係を、正確に把握する。

学校が主体となって調査に当たる場合、緊急委員会が中心となって、事実関係を可能な限り網羅的に調査する。その際、因果関係の特定を急ぐのではなく、関係機関等との情報連携を図りながら情報収集を行う。具体的にはアンケートや関係者の面談を実施することになるが、客観的な事実関係を次の要領で速やかに調査する。

- ① いつ（いつ頃から） ② どこで ③ 誰が ④ 何を、どのように（態様）
⑤ なぜ（人間関係の状況や学校の対応に関する課題など）

※ 調査する上での注意点

- 教師、児童からの聞き取り項目の詳細については、教育委員会と連携して進める。
○ いじめられた児童の学校復帰を最優先とした調査を進める。
○ 情報を提供してくれた児童の安全確保を図る。
○ インターネット上の情報拡散等に対しては、「学校ネットパトロール事業」を活用し緊急監視を実施する。



4 解決を図るために

重大事態に対し、事態による被害を最小限にくい止め、迅速に事態を解決し、重大事態発生以前の安全な状態を早期に回復しなければならない。

基本的には、担任・生徒指導主任等による調査をもとに、組織的に連携を図りながら解決を図る。しかし、重大事態の当事者以外にも、学校を取り巻く環境には関係者が多く存在する。重大事態の解決に当たっては、それらへの対応も重要となる。また、被害児童の他にも保護者や地域の関係者に心のケアを行う必要がある。

VII その他

「大崎町立野方小学校いじめ防止基本方針」は、本校のホームページに公表し、児童一人ひとりのいじめ防止への理解と認識を深め、実践への意欲・喚起を図ることができるようとする。

また、学期末に定期的な点検、見直しを行い、これに基づいた必要な措置を行い、「大崎町立野方小学校いじめ防止基本方針」を更新していくようにする。

R6年 3月改定